

令和3年8月27日
八重山土木事務所

総合評価方式における「社会資本維持活動(ボランティア等)の実績」について

河川・海岸愛護月間(7月)の河川・海岸清掃及び道路ふれあい月間(8月)の道路清掃については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため令和2年度、令和3年度とも中止しております。

このため、社会資本維持活動の機会が減少していますので、以下に社会資本維持活動の実績の対象となる例を示しますので、今後の参考として下さい。

- 例1 企業が個別に実施する道路での除草・清掃活動
- 例2 公民館が主催する公園での清掃活動への参加
- 例3 市民団体が主催する海岸でのゴミひろい活動への参加

ただし、次のものに限ります。

- 県内における社会資本(道路、河川、護岸、公園及び自然海岸、その他)を対象に、除草・清掃、調査、その他の社会資本の維持管理に関する活動で公益性が認められるもの。
- 当該年度を含まない直近の1年度中に活動したもの。
- 活動内容を証明する資料があるもの。
活動内容を証明する資料:新聞記事、表彰状、施設管理者やイベント主催者等が発行した証明書等

八重山土木事務所が所管する社会資本施設(バナナ公園、空港を除く)における「企業が個別に実施するボランティア活動」を行う場合は、以下のとおりお願いします。

- 1 活動にあたっては、活動前に「作業届」を提出して下さい。
- 2 証明書の発行については、活動内容がわかる写真等を添付の上、「ボランティア活動に関する証明請求書」を提出して下さい。

※1:作業届、ボランティア活動に関する証明請求書の様式を八重山土木事務所のHPに掲載しています。

※2:提出先は、八重山土木事務所維持管理班です。

※3:バナナ公園、空港で活動する場合は、公園指定管理者、空港管理事務所にお問い合わせ下さい。

八重山土木事務所所管以外の社会資本施設での活動、イベント等参加による活動については、それぞれの施設管理者、イベント主催者にお問い合わせ下さい。

社会資本維持活動の際は、安全対策、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に留意し、実施するようお願いします。また、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言期間中は、活動しないで下さい。